

資料編

1 環境基本条例

2 計画策定の経過、諮問・答申

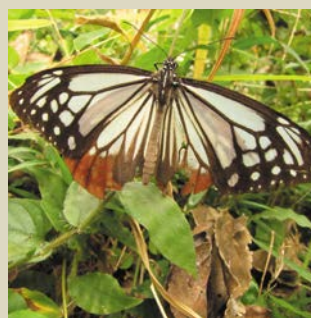
3 用語の解説



野鳥
シジュウカラ



野鳥
エナガ



昆虫
アサギマダラ（成虫）



植物
ウワミズザクラ（花）

1 北本市環境基本条例

(平成 10 年 6 月 26 日条例第 24 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 9 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先（第 10 条）

第 2 節 環境基本計画等（第 11 条・第 12 条）

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第 13 条―第 28 条）

第 4 節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整（第 29 条―第 31 条）

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力（第 32 条）

第 3 章 国、県及び他の地方公共団体との協力等（第 33 条・第 34 条）

附則

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすに至っている。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物などによる環境問題も深刻な状況になりつつある。また、そうした豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も、いまでは少なくなってきており、こうした傾向は、今後、更に加速されることが予想される。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を等しく享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母体であり、太陽光、大気、水、土壌及び様々な野生生物との微妙な均衡と循環のもとに成り立っている。私たちは、この自然生態系の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる調和のとれた循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、すべてのものがそれぞれの責務を深く自覚し、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、自然の息吹あふれる緑にかこまれた北本市をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間団体（市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図るとともに、人類の存続基盤である限りある環境が将来の世代に継承されることを目的として、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが公平な役割分担のもとに、環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を主体的かつ積極的に行うことによって、自然の再生能力や浄化能力を超えることなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、近隣の地方公共団体の環境及び地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的な環境問題を解決するための取組として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、ごみの排出の抑制その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その活動に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市民は、年次報告書について規則で定める日までに、市長に意見書を提出することができる。

（審議会の意見）

- 第 9 条 市長は、年次報告書について、速やかに北本市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条第 2 項の市民の意見書を審議会に提出するものとする。
- 3 市長は、年次報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重するものとする。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

第 10 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 節 環境基本計画等

（環境基本計画の策定）

- 第 11 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- （2）その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（行動指針の策定等）

第 12 条 市は、環境基本計画に基づき、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するよう行動するための具体的な指針を定め、その普及・啓発に努めるものとする。

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

（環境基本計画との整合）

第 13 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境影響評価の推進）

第 14 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制措置）

- 第 15 条 市は、公害の原因となる行為及び湿地など自然環境の適正な保全その他の環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

（歴史的景観を保全するための措置）

第 16 条 市は、歴史的景観を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

（都市景観を保全するための措置）

第 17 条 市は、良好な都市景観を保全し、又は形成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第 18 条 市は、市民、事業者又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 20 条 市は、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、農地、雑木林、谷津又は屋敷林の維持保全及び野生生物の生息に配慮した化学肥料、農薬等の使用を低減した環境保全型農業の推進に努めるとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 21 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 22 条 市は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民、事業者及び民間団体が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第 23 条 市は、市民、事業者又は民間団体が自発的に取り組む農地、雑木林、谷津又は屋敷林を維持保全する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 24 条 市は、第 22 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民及び民間団体の意見が反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 26 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造について、必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 27 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視及び測定の体制を整備するものとする。

(環境監査の普及等)

第 28 条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

-
- 2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者について、自らの責任で環境の保全上の支障の防止に努めるように誘導する施策の促進に努めるものとする。

第4節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整

（総合調整）

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策に関すること。

（環境調整会議）

第30条 前条に規定する総合調整を行うため、北本市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議について必要な事項は、規則で定める。

（環境への配慮等の調査）

第31条 市は、主要な施策又は方針の立案に際しては、調整会議において、環境への配慮が優先的になされているか、環境保全の観点から望ましい選択であるか等について、必要な調査を行うものとする。

第5節 地球環境の保全及び国際協力

第32条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識及び協力のもとに、国、県及び他の地方公共団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 国、県及び他の地方公共団体との協力等

（国、県及び他の地方公共団体との協力）

第33条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

（市民等との協働）

第34条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民、事業者及び民間団体が協働して推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

2 計画策定の経過、諮問・答申

(1) 計画策定の経過

年	月日	内容
平成 26 年	12 月 17 日	環境調整検討部会 ・第二次北本市環境基本計画の策定について
平成 27 年	1 月 16 日	環境調整会議 ・第二次北本市環境基本計画の策定について
	2 月 10 日	環境審議会勉強会 ・市内及び近隣の環境状況の視察及び意見交換会
	4 月 17 日	第 1 回環境審議会 ・第二次北本市環境基本計画策定について（諮問） ・アンケート調査票について ・今後のスケジュールについて
	6 月 16 日 ～ 6 月 30 日	アンケート調査の実施 ・調査期間：平成 27 年 6 月 16 日～平成 27 年 6 月 30 日 ・調査対象：市 民 2,000 人（郵送法、回収率 36.6%） 親 子 544 名（小学 5 年生全員と親、回収率 88.4%） 事業者 200 社（郵送法、回収率 38.7%）
	7 月 2 日	環境審議会勉強会 ・北本市環境基本計画及び北本市の自然環境について ・市民団体等の活動紹介及び意見交換等
	7 月 29 日	第 2 回環境審議会 ・アンケート集計結果について ・第二次北本市環境基本計画の方針について
	8 月 28 日	環境審議会勉強会 ・望ましい環境像と大きな柱の方向性について ・新たに盛り込む課題等について
	9 月 29 日	第 3 回環境審議会 ・環境像と構成案について
	10 月 29 日	第 4 回環境審議会 ・骨子案について
	11 月 16 日	環境審議会勉強会 ・素案について
	11 月 24 日	環境調整会議 ・第二次北本市環境基本計画（案）について
	12 月 7 日～	第二次北本市環境基本計画（案）についてパブリックコメントの実施
平成 28 年	1 月 5 日	
	1 月 14 日	第 5 回環境審議会 ・第二次北本市環境基本計画（案）と概要版（案）について ・答申案について
	1 月 22 日	第二次北本市環境基本計画策定について（答申）

(2) 諮問書

北市く発第2005号
平成27年4月17日

北本市環境審議会
会長 堂本 泰章 様

北本市長 石 津 賢 治

「第二次北本市環境基本計画」策定について（諮問）

このことについて、北本市環境基本条例（平成10年条例第24号）第11条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 「第二次北本市環境基本計画」策定について

以上

(3) 答申書

北環審収第 1 号

平成28年 1月22日

北本市長 現王園 孝昭 様

北本市環境審議会

会長 堂本 泰章

「第二次北本市環境基本計画」策定について（答申）

平成27年4月17日付け〔北市く発第2005号〕で諮問のあった標記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

答 申

本市は、平成20年3月に環境基本計画を改訂してから7年が経過しました。年次報告書によりますと、各施策において環境行政の推進が図られ成果も見られますが、緑化の推進や野生生物の保護など一部で進捗の遅いものも見られます。

こうしたなか、昨年パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、京都議定書に続く新たな温暖化対策の枠組み「パリ協定」が採択され、世界全体の気候変動（温暖化）対策を継続的に強化する方向が明確に示されました。気候変動による被害が世界に広がるなかで、参加した196カ国すべてが団結して取り組んでいく姿勢を示したことは、大きな意義があります。

このように、私たちを取り巻く環境は、刻々と変化しており、環境問題はますます複雑化するとともに広範囲に及びます。そのため、市の責務はより大きく、環境行政においてもこれまでの取り組みの継続的な実施に加え、近年の変化に対応した柔軟かつ積極的な展開が求められているものと考えます。

また、近年人口減少が顕著となる社会情勢のなかで、持続可能な地域づくりを推進していくためには、行政だけではなく、市民、事業者、民間団体のそれぞれが役割を理解し活動していくことが不可欠であり、協働で施策を推進していく仕組みづくりが最重要と考えます。

このようなことを踏まえ、当審議会では、諮問された第二次北本市環境基本計画案について慎重に議論を重ねた結果、妥当であると判断します。

なお、今後の計画の推進にあたって、以下のとおり審議会の意見、要望等を提言します。

- 1 本計画の推進を図るため、取り組み状況を含めて様々な手法・手段を講じて情報発信すること。
 - 2 本計画の主旨に鑑み、市民、事業者、民間団体との協働によるプロジェクトを推進すること。
 - 3 計画の進行管理を行う担当課への適正な職員配置と予算の確保を行い、環境行政の一層の推進を図ること。
 - 4 取り組みについて
 - (1) 雑木林・緑 いきいきプロジェクト
緑の基本計画と連携し、雑木林に代表される豊かな自然を後世に残すため、保全対策に努められること。
 - (2) ごみ減量・4R もったいないプロジェクト
一般廃棄物処理基本計画と連携し、一層進んだ4Rの取り組みとごみの適正処理の推進に努め、市民へ啓発していくこと。
 - (3) 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト
地球温暖化対策実行計画と連携し、エコライフの推進に努めるとともに、市域全体の温室効果ガスの削減に向けて低炭素型社会の実現に努めること。
 - (4) きたもと環境の環プロジェクト
環境保全等を進める市、市民、事業者、民間団体による「(仮称) きたもと環境ネット」の設立、支援に努めること。
-

(4) 北本市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	選出区分	
会 長	堂 本 泰 章	知識経験者	有識者
委 員	福 森 秀 臣		
委 員	荻 島 和 美		
委 員	伊 藤 宏 忠		農業委員会
委 員	齋 藤 叔 久		公募委員（論文選考による）
委 員	中 村 洋 子	関係団体代表者	市議会議員
委 員	今 関 公 美		
委 員	滝 瀬 光 一		
委 員	保 角 美 代（前任）		
委 員	金 子 眞理子（前任）		
委 員	伊 藤 堅 治（前任）		
委 員	最 上 民 夫		自治会連合会
委 員	矢 口 光 一		商工会
委 員	浅 野 昭 八		ごみ減量等推進市民会議
副会長	白 川 容 子		雑木林の会
委 員	桑 原 章 郎		富士重工業
委 員	猪 俣 孝 一	行政機関の職員	県中央環境管理事務所
委 員	金 子 千 之		小中学校

(5) 北本市環境調整会議名簿

委 員	備 考
副市長	委員長
教育長	副委員長
総合政策部長	
総務部長	
市民経済部長	
保健福祉部長	
都市整備部長	
都市整備部参与	
教育部長	
議会事務局長	
会計管理者	

(6) 北本市環境調整検討部会名簿

部 会 員	備 考
市民経済部長	部会長
都市整備部長	副部会長
総務部総務課長	
総務部財政課長	
市民経済部くらし安全課長	
市民経済部産業観光課長	
保健福祉部福祉課長	
保健福祉部健康づくり課長	
都市整備部都市計画課長	
都市整備部建築開発課長	
都市整備部道路課長	
会計課長	
教育部学校教育課長	
教育部生涯学習課長	

3 用語の解説

< 1, 2, 3…>	
4R	ごみ減量の行動理念である次の4つの頭文字（R）をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果があります。 ・リデュース（Reduce）：ごみを元から減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売る量とも減らしていく。 ・リフューズ（Refuse）：断る…ごみとなるものをもらわない・買わないなど断る。 ・リユース（Reuse）：繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。 ・リサイクル（Recycle）：再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する。 4Rに「リペア（Repair＝修理して使う）」を加えて「5R」という場合もある。
< A, B, C…>	
COP	気候変動枠組条約締約国会議のこと。1992 年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が 1995 年から毎年開催されている。
ESD	持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略で、現代社会の課題（地球規模の環境・貧困・人権・平和・開発など）を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。
IPCC	国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。
PM2. 5 （微小粒子状物質）	大気中に浮遊している直径が 2.5 μm 以下の超微粒子（1 μm は 1mm の千分の一）。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つ。2009 年 9 月に環境基準が定められた。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがある。従来から環境基準が定められていた SPM（浮遊粒子状物質）は、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものを指す。
< あ行 >	
アジェンダ	地球環境保全のための行動計画をいう。「アジェンダ 21」は 1992 年の地球サミットで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の実行、21 世紀に向けた持続可能な開発のための人類の行動計画。
アダプトプログラム	市民と行政が協働で進める清掃活動を基本とした環境美化活動の制度で、里親制度ともいう。一定区画の公共の場所を養子（アダプト：Adopt）にみたて、ボランティアとなる地域団体や企業などが「里親」となり、子どもを育てるように継続的に環境美化活動を行い、それを行政が支援する制度。
アメニティ	心地よさや快適性の質、居住地の魅力やその価値を意味する。
エコオフィス	環境方針の下、勤務者全員が省エネ・省資源活動に積極的に取り組んでいる事業所のこと。
エコカー	環境に配慮された自動車の総称。大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない低公害車のこと。日本では、低排出ガス認定が低燃費車とされ、税の優遇措置がある。
エコクッキング	エネルギーの無駄や調理くずを少なくする環境に配慮した調理全般のこと。旬のものを食べ、きちんと計画して食品を購入・調理し、調理くずや食べ残しをなくす調理など。
エコショップ	資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など、環境にやさしい活動を行っている小売店（ショップ）など。
エコドライブ	アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検など、省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出抑制のための運転技術をさす。
エコライフ	自分の日常生活がまわりの環境や自分自身に影響を及ぼしていることを認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルをいう。
エコワーク	事業者が、自らの事業活動に伴う環境負荷が環境に影響を及ぼしていることを認識し、事業活動そのものを環境に配慮したものに変わっていく事業スタイルをいう。

エネルギーマネジメントシステム	Energy Management System（略称 EMS）：一般的には、家庭やビルでエネルギー使用の最適化を図るシステムをいい、ICT（情報通信技術）を用いて、家庭やビル、工場などのエネルギー使用を管理しながら最適化するコンピュータシステムのこと。
オゾン層破壊	オゾン層は、生命活動で生じた酸素に太陽からの紫外線が作用することによってつくられ、太陽からの紫外線を吸収しさえぎり、生命を支えている。このオゾン層が、冷蔵庫やクーラーの冷媒、プリント基板の洗浄剤、スプレーの噴射剤などに使われていたフロンによって破壊され、生体に影響を及ぼす可能性が 1974 年に指摘され、地球環境問題となった。オゾン層が破壊されると生物に有害な紫外線の量が増大し、人間にも皮膚がんの発生、白内障の増加などの影響が出る恐れがある。
オープンスペース	建築物のない一定の地域的広がりのある空間のことで、植生や水面などの状態から、環境の質的向上、延焼防止や遊水機能などの災害の緩和、住民のレクリエーションなどの需要に応えるものをいう。市街地内では建物の緑地や空き地、遊び場などの空間も含む。
温室効果ガス	Greenhouse Gas/略称 GHG：大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。1997 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF ₆ が削減対象の温室効果ガスと定められた。
<か行>	
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。
環境マネジメントシステム	環境管理システム、Environmental Management System（EMS）とも言う。事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することで、環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続き。
環境リスク	人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。有害化学物質を指していたが、最近では温暖化に伴う気候変動リスクなども含めていうことがある。
希少野生動植物	種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、または著しく減少しつつあることなどによりその存続に支障を来している野生動植物。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。
九都県市低公害車指定制度	九都県市域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の窒素酸化物排出量の約 50%は自動車から排出されています。そのため、九都県市では自動車公害対策の一環として平成 8 年 3 月に九都県市低公害車指定制度を発足させ、自動車からの窒素酸化物等の排出量を削減し、大気汚染を改善していくことにしました。この制度は、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害車を指定し、率先して導入していくほか、一般に広く導入を推奨する制度です。
京都メカニズムクレジット	京都議定書において定められた温室効果ガス排出量削減への措置。海外で実施した温室効果ガスの排出削減量などを、自国の排出削減約束の達成に換算することができるとした柔軟的な措置。温室効果ガス削減の目標達成のために、直接的な排出削減のほか、排出量取引などの 3 つのメカニズムが導入された。また、森林による吸収量の増大を削減量に含めることを認めている。これらを総称し京都メカニズムと呼ぶ。排出量取引は炭素クレジット（排出権取引など）とも言われ、排出量を排出枠内に抑えた国や事業で発生したクレジットを、排出枠を超えて排出してしまった国が買い取ることで、排出枠を達成したと見なしている。
クールスポット	クールシェアスポットともいう。クールシェアとは、暑い時はみんなでいっしょに涼しい場所に集まり、ゆったりとした時間を過ごすことができる場所のこと。
クリーンエネルギーカー	石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンカーやディーゼーカーよりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。

<さ行>	
再生可能エネルギー	自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。
在来種	動植物の品種のなかで、ある地方の風土に適し、その地方で古くから生育している種のこと。北本での植物在来種はヤマツツジ・イヌツゲ・マユミ・イボタノキ・ムラサキシキブ・ヒイラギなど。
さいたま緑のトラスト運動	広く寄付を募り、それを資金として土地や建物を取得することなどにより、埼玉の優れた自然や貴重な歴史環境を県民共有の財産として末永く保全していこうという運動のこと。
里山 （里地里山）	里山とは、人里近くにある薪や山菜の採取など生活に結びついた山や森林を指す。山林に隣接する農地と集落を含めて言うこともある。里地里山とも言い、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の総称。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域で、特有の生物の生息・生育環境、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。
市街化区域	都市計画法に基づき、無秩序な市街化防止と計画的な市街化を図るため、市街化調整区域と共に都市計画区域を区分して定められる区域。
市民農園	住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園。ドイツのクラインガルテンが有名である。
市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。
蒸散作用	植物体内の水分が水蒸気となって体外に発散する作用。その際、周囲から大量の熱を吸収するため、気象緩和に大きな効果がある。
新エネルギー	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称で、自然エネルギーなど再生可能エネルギーも含まれる。
スマートハウス	家電や設備機器を情報化配線等で接続し最適制御を行うことで、生活者のニーズに応じた様々なサービスを提供する住宅の概念で、一般的には、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）が導入されている住宅をいう。
生態系サービス	人類は、生態系によって提供される多くの資源とプロセスから利益を得ている。このような利益を総称して生態系サービスという。
生産緑地	広義には田畑、森林、牧野など生産に利用されている緑地。狭義には、生産緑地法に基づいて指定される市街化区域内の緑地。
生物多様性 生物の多様性	Biodiversity：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指す。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念。
生物の多様性に関する条約	地球上の野生生物の多様さをそれらの生息環境とともに最大限に保存し、その持続的な利用を実現、さらに生物の持つ遺伝資源から得られる利益の公平な分配を目的としている。1992年5月ケニアのナイロビで採択、1993年12月発効。1992年6月の地球サミットで、日本も署名している。生物多様性条約の第6条には、各締約国が生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略を策定することが規定されており、国はこれを受け1995年10月地球環境の保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」を決定した。
雑木林	様々な種類の樹木が混じって生えている林。
<た行>	
堆肥	コンポスト（Compost）とも言い、落ち葉などを自然に腐敗発酵させて作った肥料のこと。ごみの処分の方法で、集められた枯れ木や草、生ごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用する。

地球温暖化	物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇し、21世紀には2度～3度、地球の平均気温が上がってしまうと予測されている現象のこと。
低炭素社会	地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。
デマンドバス	定まった路線を走るのではなく、利用者からの予約に応じて適宜ルートを変えて運行されるバスのこと。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地をいう。散策や鑑賞、休養、遊戯、運動、教養などの施設を設けている。
特定外来種	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」で指定された生物で、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含む。
<な行>	
ナショナルトラスト	National Trust：価値ある自然環境や歴史的建造物を広く募金を募り、取得することにより保存し、公開しつつ次代に引き継いでいくことを目指した環境保護活動のこと。
ネットワーク	Network：網状の組織のこと。いろいろなものが網状につながっている状況や概念。通信網やコンピュータネットワーク、交通網などのほか、人と人・組織とのつながりなどの社会的ネットワークなどがある。
<は行>	
バイオマス	もともとは、生物（bio）の量（mass）のこと（Biomass）であるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。
ヒートアイランド現象	都市化により、地盤のコンクリート化、緑地の減少、エネルギー消費の増大が進み、都心部で平均気温が上昇する現象。
ビオトープ	生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。本書では、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしている。
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	昭和54年3月に策定された条例で、武蔵野の雑木林などの緑の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとすることを目的としている。（平成17年10月改正）
保水、保水機能	雨水が木の葉に付着したり、凹地にたまったり、地面に一時的にしみ込むことによって、水が蓄えられる働きをいう。これらの保水機能によって、川への安定した水の供給や、雨が降っても一度に流れ出さない役割をしている。森林が失われると、保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害を誘発し、大きな被害が出やすくなるおそれがある。
<や行>	
谷津	台地に刻まれた谷（開析谷）の斜面や谷底から湧き出る地下水（湧水）によって作られた低湿地。
遊休農地	長期間未利用のまま放置されている農地のこと。
<ら行>	
リサイクル	4R参照、Recycle：再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する。
リデュース	4R参照、Reduce：ごみを元から減らす…ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売る量とも減らしていく。
リフューズ	4R参照、Refuse：断る…ごみとなるものをもらわない・買わないなど断る。
リユース	4R参照、Reuse：繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。